

令和8年度農山漁村女性活躍表彰について（実施要領）

令和8年度農山漁村女性活躍表彰の開催に関しては、「農山漁村女性活躍表彰開催要領」によるものとし、表彰推薦等の手続については次のとおり実施します。

1. 推薦関係書類の提出期限・提出先

（1）提出期限

令和8年9月30日（水）必着

（2）提出先

農山漁村女性活躍表彰 運営協力先 株式会社マイファーム（以下「運営協力先」という。）

〒108-0073 東京都港区三田二丁目14番5号フロイントウ三田508号室

電 話 050-5527-2841 受付時間 9:00-17:00（土日祝除く）

メールアドレス：mfaward_r04@myfarm.co.jp

※郵送及びメールでのデータによる書類の提出をお願いします（5.「推薦関係書類の提出方法等」参照）。

2. 表彰の対象となる取組

次の6部門のうちいずれかの部門を選択し、4. 推薦関係書類を作成ください。なお、推薦する活動の全体を通じて、農山漁村女性の活躍を体現した取組であることを全ての部門における共通事項とします。

農山漁村女性活躍表彰 表彰部門

A. 女性地域社会参画部門（個人）

地域の農林水産業の振興及び農山漁村の活性化のための以下の活動等を中長期に渡り積極的に実施している個人（女性）の取組

- ・地域の雇用の創出や耕作放棄地の解消、漁場環境の整備等の地域の振興や活性化に資する活動
- ・農林漁業体験や伝統料理教室等による食と農林漁業に関する教育活動
- ・その他、女性の地域社会参画に向けて取り組む諸活動

B. 女性地域社会参画部門（組織）

農山漁村の女性を中心となった地域の農林水産業の振興及び農山漁村の活性化のための以下の活動等を中長期に渡り積極的に実施している団体・組織の取組

- ・地域の雇用の創出や耕作放棄地の解消、漁場環境の整備等の地域の振興や活性化に資する活動
- ・農林漁業体験や伝統料理教室等による食と農林漁業に関する教育活動
- ・その他、女性の地域社会参画に向けて取り組む諸活動

C. 女性登用・組織参画部門

政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、積極的に役員等への女性の登用や育成、その他の女性の活躍推進に取り組む個人（性別不問）や団体・組織（農業協同組合、土地改良区、JA 女性組織協議会、農業委員会（農地利用最適化推進委員への女性登用の取組を含む。）、森林組合、漁業協同組合、女性組織、その他団体・組織）の取組。

D. 女性優良ビジネス部門

女性が農業、林業又は水産業の経営の中核を担い、経済的・社会的に優れた成果をあげている個人（女性）又は団体・組織の取組（必ずしも女性が農地法・会社法等上の代表である必要はない。）。

E. 女性新規事業・チャレンジ部門

女性ならではのアイデアに基づく新規事業の実施や自身の経営・活動のステップアップに向けて挑戦する概ね5年以内の個人（女性）又は団体・組織の取組。団体・組織にあっては、構成員に女性が含まれているものとする。

- ・他産業で培った知識や経験を活かして取り組む起業や地域活動
- ・これまで女性が携わることの少ない、あるいは携わることがなかった経営技術等の習得などによる積極的な経営参画活動
- ・地域の農林水産業をリードすることが期待される若手女性の取組
- ・その他、農林水産業の発展や地域の振興・活性化に向けて取り組む諸活動 等

F. 女性活躍応援・次世代育成支援部門

農林水産分野における女性の新規就業や活躍を応援・支援する個人（性別不問）や団体・組織（行政機関を含む。）の取組。

- ・女性の新規就業に関する研修等各種支援
- ・女性の経営参画に向けた各種支援
- ・女性の経営力向上に向けた研修等の実施
- ・女性が働きやすい環境の整備（農業経営体における女性が働きやすい就業条件や施設・設備の整備の取組を含む。）
- ・女性活躍に向けた気運醸成や、性別等に関するバイアス（思い込み）の解消に資する取組 等

3. 農山漁村男女共同参画推進協議会（主催者。以下「協議会」という。）への推薦までの手続

- （1）市町村長等（※）から推薦する場合は、市町村長等から都道府県へ推薦後、都道府県での了知確認を経て、協議会に推薦してください。

（※）市町村長、都道府県地方振興事務所長（農林事務所長、林業事務所長等）、地域農業普及指導センター所長、水産業改良普及所長は、都道府県農林水産関係部署・女性活躍関係担当へ推薦。JA 組合長、森林組合長、漁業協同組合長、農業委員会、土地改良区の長は、系統の県組織へ推薦してください。① 全部門（「C. 女性登用・組織参画部門」を除く）

市町村長等から都道府県への推薦には、（別紙様式 6）「市町村長等による推薦理由書」を作成し、市町村長及び都道府県の組織の長は都道府県の女性農業者担当課等へ、その他の団体・組織の長等は各団体・組織の都道府県組織へ提出してください。

② C. 女性登用・組織参画部門

市町村長等から都道府県へ推薦する場合には、（別紙様式 9）「市町村長等による推薦理由書（女性登用・組織参画部門）」を作成し、市町村長及び都道府県の組織の長は都道府県の女性農業者担当課等へ、その他の団体・組織の長等は各団体・組織の都道府県組織へ提出してください。

※被推薦者（団体・組織）が「市町村長等」に含まれる場合においても必ず別紙様式 9 を提出してください。

- ③ ①及び②について、都道府県の女性農業者担当課等または各団体の都道府県組織で了知確認を行った後、別紙様式 6 又は別紙様式 9 に加えて、規定の提出書類（4. 「推薦関係書類」参照。）を協議会長宛て、運営協力先に提出してください。

- （2）都道府県又は全国若しくは都道府県の農林水産関係団体（農業協同組合中央会、漁業協同組合連合会、森林組合連合会、農業会議等。以下同じ。）は、直接推薦を行うことができます。規定の提出書類（「4. 推薦関係書類」参照。）を協議会長宛て、運営協力先に提出してください。

- （3）自薦も可とします。取組内容をより理解するため（別紙様式 7）「推薦理由書」を協議会長宛て、運営協力先に提出いただくことを推奨しています。

4. 推薦関係書類

【被推薦者が作成するもの】（自薦の場合は自薦者が作成してください。）

全部門（「C. 女性登用・組織参画部門」を除く）

- ① 活動概要紹介（別記様式 1）

- ② 活動報告書（別紙様式 2）

選択した参加部門の活動内容について、できるだけ数値（例えば活動に取り組んだ前後の変化など）を用いて具体性、客観性を示し、まとめてください。

- ③ 個人又は団体・組織の概況資料（別紙様式 3－1（個人）又は別紙様式 3－2（団体・組織））

- ④ 年代別活動実績表等（別紙様式 3－3 又はそれに準ずるもの）

- ⑤ 個人は構成員名簿（別紙様式 4）、団体・組織は役員名簿（任意様式）

- ⑥ 地域の概況（別紙様式 5）

- ⑦ 過去 5 年分又は事業開始後 5 年未満の場合は事業開始年度以降の損益計算書及び貸借対照表（「D. 女性優良ビジネス部門」及び「E. 女性新規事業・チャレンジ部門」は必須）

⑧ その他の参考資料

必要最小限とし、返却を必要とする貴重な資料等は含めないこと。

【推薦者等が作成するもの】

(1) 全部門（「C. 女性登用・組織参画部門」を除く）

- ① 市町村長等から推薦する場合は、「市町村長等による推薦理由書」（別紙様式6）
（3. 「農山漁村男女共同参画推進協議会までの推薦手続」（1）参照。）

＊公印省略可

- ② 自薦の場合は、都道府県知事又は全国若しくは都道府県の農林漁業関係団体の長等、ご自身の活動をよく知る第三者による「推薦理由書」（別紙様式7）を提出いただくことを推奨しています。

＊公印省略可

- ③ 地方公共団体・農林漁業関係団体等は、「被推薦者に対して行った支援内容等」（別紙様式8）

(2) C. 女性登用・組織参画部門

- ① 市町村長等から推薦する場合は、「市町村長等による推薦理由書（女性登用・組織参画部門）」（別紙様式9）

※被推薦者（団体・組織）が「市町村長等」に含まれる場合においても必ず別紙様式9を提出してください。（3. 「農山漁村男女共同参画推進協議会までの推薦手続」（1）参照。）

＊公印省略可

- ② 自薦の場合は、都道府県知事又は全国若しくは都道府県の農林漁業関係団体の長等、団体の活動をよく知る第三者による「推薦理由書」（別紙様式7）を提出いただくことを推奨しています。

＊公印省略可

- ③ (ア) 推薦調書

(別紙様式10-1) ＊個人、団体・組織共通

(イ) 女性登用に関する取組実績（被推薦者の属性及び取組内容により以下の様式を選択。）

- ・被推薦者（個人、団体・組織）が女性登用・組織参画に取り組んだ組織が「農林漁業関係協同組合」の場合

…別紙様式 10-2

- ・被推薦者（個人、団体・組織）が女性登用・組織参画に取り組んだ組織が「農業委員会」の場合

…別紙様式 10-3

- ・被推薦者（個人、団体・組織）が女性登用・組織参画に取り組んだ組織が「女性組織、その他団体・組織」の場合

…別紙様式 10-4

5. 推薦関係書類の提出方法等

- ・推薦関係書類は、郵送及び電子メールで提出してください。
- ・提出書類の確認のために、提出前に提出書類のチェックシートもご活用ください。

【郵送での提出時の留意点】

- ・簡易書留や特定記録等、配達されたことが証明できる方法で提出してください。推薦関係書類の提出は、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。やむを得ない場合には、持参でも可能としますが、FAX による提出は受け付けません。
- ・A 4 判サイズとし、正 1 部、副 6 部、計 7 部を作成してください。
- ・別紙様式（様式番号順）、参考資料の順にそろえ、両面印刷したものを 1 部ずつ一括左肩隅をホッチキス等で綴じて提出してください。

【電子メールでの提出時の留意点】

- ・メール本文には応募者名、担当者名、連絡先（電話番号）を記載してください。
- ・メールの容量は本文を含め 7MB です。
- ・7MB を超えるファイルを送信する場合には、分割して送信してください。
- ・送信メールの件名を「【応募書類提出】〇〇県_応募者名_〇／〇」としてください。（件名の最後に「1／1」や「1／3」など、何分割の何番目であるかを必ず記載してください。なお、分割しない場合も含め、送信メールの件名の最後に「1／1」や「1／3」など、何分割の何番目であるかを必ず記載してください。
- ・様式ごとの Word ファイルを個別に提出してください。また、PDF データも作成し、併せて提出してください。
- ・ファイル名は次のようにしてください：「様式〇_書類名_応募者名」（例：様式 1_活動概要_山田花子）
- ・すべての様式をまとめた 1 つの PDF ファイルも作成し、提出してください。
- ・添付するファイルの順番は「4. 提出種類」の記載順に並べてください。
- ・参考資料を提出する場合は、次のようなファイル名で提出してください：「別添〇_書類名_応募者名」（例：別添 1_新聞記事_山田花子）

6. 表彰者の発表

表彰者が決定次第、協議会へ推薦を行った都道府県及び全国もしくは都道府県の農林漁業関係団体にメールにより通知します。その後、株式会社農協観光（以下「運営主体」という。）がプレスリリースを通し発表します。

7. 表彰式

令和 9 年 3 月（予定）

8. 農林水産祭への参加

令和 8 年度農山漁村女性活躍表彰は、令和 9 年度の農林水産祭参加行事として位置づけられており、農林水産大臣賞受賞者（農林水産業に従事する個人または組織・団体）は、農林水産祭中央審査委員会における審査対象となります。

9. その他

- （1）被推薦者（個人、団体・組織）は、推薦される時点で令和 8 年度内に全国規模のコンクール、表彰事業等へ未参加であること及び令和 8 年度内に全国規模の褒章、叙勲等の栄

典を授与されていないこととします。

- (2) 推薦した部門以外での表彰がふさわしいと判断された場合には、当該部門での表彰となる場合があります。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰の対象とすることができません。
 - ①重大悪質な法令違反がある場合その他表彰を受けるにふさわしくない行為が認められる場合
 - ②過去に農林水産大臣賞の受賞歴があるもの（前回受賞時と比べ取組が著しく進歩・発展していると審査会が認めたものは除く。）
- (4) 受賞者の公表後に、重大悪質な法令違反若しくは疑いが明らかになった場合、その他受賞者としてふさわしくない行為等を行ったと判断される場合、又は応募書類等に虚偽の内容や不正があった場合は、受賞を取り消します。
- (5) 表彰式参加のための往復の交通費及び宿泊費については、誠に恐縮ながら、各自のご負担をお願いします。表彰式への参加が難しい場合は、後日賞状を郵送させていただきます。
- (6) 農山漁村女性活躍表彰の開催要領、実施要領、審査基準、別紙様式は運営主体のWEBページから入手が可能です。

WEBページ

<https://myfarm.co.jp/women/award/>

＊個人情報の取扱いに関しましては、運営主体の規程に従い、保護・管理し、目的（表彰事業に関わる審査・事務処理、表彰資料集への掲載）以外には使用いたしません。

担当：

農山漁村女性活躍表彰運営主体：株式会社農協観光

農山漁村女性活躍表彰運営協力先：株式会社マイファーム

応募書類提出先：株式会社マイファーム

〒108-0073 東京都港区三田二丁目14番5号フロイントウ三田508号室

メール：mfaward_r04@myfarm.co.jp

電話：050-5527-2841（9:00—17:00 土日除く）